

(2) 監事 2人

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長の選任及び解任は大阪女学院理事長等選任規程による。
- 3 理事会の中に副理事長1人以上2人以内を置く。副理事長の選任及び解任は大阪女学院理事長等選任規程による。
- 4 理事会の中に業務担当理事を置くことができる。業務担当理事は理事長が推薦し、理事会がこれを選任する。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大阪女学院長
 - (2) 大阪女学院大学長
 - (3) 大阪女学院短期大学長
 - (4) 大阪女学院高等学校長
 - (5) 大阪女学院中学校長
 - (6) 大阪女学院を卒業した者で評議員の中から選任した者1人以上2人以内
 - (7) この法人の職員から2人以上4人以内
 - (8) この法人の職員以外の者で評議員の中から選任した者3人以上5人以内
- 2 前項第6号から第8号の理事は、理事会がこれを選任する。
 - 3 第1項第1号から第5号までに規定する理事は、学院長、大学長、短期大学長、高等学校長又は中学校長の職を退いたとき、第6号及び第8号に規定する理事は、評議員の職を退いたとき並びに第7号に規定する理事は、この法人から退いたときは、理事の職を失うものとする。
 - 4 第1項第1号に規定する学院長がないときは、第6条第1項第1号に規定する理事定数から減じた数をもって理事定数とする。
 - 5 第1項第2号から第5号までに規定する理事が大学長、短期大学長、高等学校長又は中学校長の職を兼務したときは、第6条第1項第1号に規定する理事定数から兼務職数を減じた数をもって理事定数とする。
 - 6 在籍理事総数の3分の2を超える理事は、日本基督教団若しくは福音主義教会に属する教師又は同信徒でなければならない。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号から第5号までに掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の場合は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は副理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第12条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第13条 副理事長は理事長を補佐する。

2 副理事長は理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し又はその職務を行なう。副理事長が2人あるときは、あらかじめ理事会において定めた順位によるものとする。

(業務担当理事の職務)

第14条 業務担当理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の召集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事

全員が連名で理事会を招集することができる。

- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 14 理事長は、理事長が必要と認める関係者を陪席させることができる。
(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、学院運営会議又は理事会において指名した理事に委任することができる。

- 2 学院運営会議の運用等は、大阪女学院運営会議規程による。
(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議長が指名した出席理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、24人以上33人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2

- 0日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 7 評議員会に議長を置く。議長は評議員会において互選し、その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
 - 12 評議員の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録についても準用する。この場合において、同条第2項中「議長及び議長が指名した出席理事2人以上」とあるのは、「議長及び議長が指名した出席評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項

(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大阪女学院長
- (2) 大阪女学院大学長
- (3) 大阪女学院短期大学長
- (4) 大阪女学院高等学校長
- (5) 大阪女学院中学校長
- (6) この法人の職員で評議員会において選任した者5人以上6人以内
- (7) この法人が設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうちから、理事会において選任した者6人以上7人以内
- (8) 日本基督教団又は福音主義教会に属する教師のうちから、理事会において選任した者2人以上3人以内
- (9) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者6人以上12人以内

2 前項第1号から第5号までに規定する評議員は、学院長、大学長、短期大学長、高等学校長又は中学校長の職を退いたとき、第6号に規定する評議員はこの法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 第1項第1号に規定する学院長がないときは、第20条第2項に規定する評議員定数から減じた数をもって評議員定数とする。

4 第1項第2号から第5号までに規定する評議員が大学長、短期大学長、高等学校長又は中学校長の職を兼務したときは、第20条第2項に規定する評議員定数から兼務職数を減じた数をもって評議員定数とする。

(任期)

第25条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定にしたがって基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければなら

ない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

- 第34条** 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

- 第35条** この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 削除

(財産目録等の備付け及び閲覧)

- 第36条** この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 前項に規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

- 第37条** この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為の届出をしたとき 寄附行為の変更
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準（役員の報酬）

第 3 8 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 3 9 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 4 0 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終るものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第 4 1 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 4 2 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 4 3 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 4 4 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、大阪女学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第48条 役員が責任を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第49条 理事（理事長、副理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金20万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

- 1 この寄附行為は、大阪府知事認可の日（昭和26年3月7日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	飯島 誠太
理事	桑田繁太郎
理事	西阪 保治
理事	近江岸弁之助
理事	森田金之助
理事	西村 次郎
理事	奥島 敬一
理事	阪田 京
理事	磯野 佳子
理事	ヘレン・エム・パーマー
理事	アリス・ジー・グループ
監事	阪田 素夫
監事	村田幸一郎
- 3 この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和43年2月3日）から施行する。
- 4 この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和58年12月8日）から施行する。
- 5 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年11月27日）から施行する。
- 6 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年3月27日）から施行する。
- 7 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成19年6月20日）から施行する。
- 8 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成20年10月31日）から施行する。
- 9 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成21年5月25日）から施行する。
- 10 令和2年1月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

学校法人大阪女学院寄附行為施行細則

(法人の運営)

第1条 この法人の運営については、寄附行為によるほか、この規程による。

(理事の選任)

第2条 寄附行為において学長とは、この法人の設置する大学の学長の資格をもって就任した理事又は短期大学の学長の資格をもって就任した理事をいう。

2 寄附行為において校長とは、この法人の設置する中学校・高等学校の校長の資格で就任した理事をいう。

3 寄附行為第7条第6号から第8号の理事は、理事の推薦により理事の過半数の議決により選任する。

(理事長等の選任)

第3条 理事長及び副理事長の選任は、理事長等選任規程による。

(学院長の選任)

第4条 学院長の選任は、学院長選任規程による。

(理事等の選任)

第5条 寄附行為第7条第1項第7号で選任する理事に中学校・高等学校副校長を含む。

2 寄附行為第7条第1項第8号で選任する理事は外部理事とし、そのうち1人以上は日本基督教団又は福音主義教会に属する教師とする。

3 理事及び監事の年齢は、就任時において満80歳未満とする。

(評議員の選任)

第6条 寄附行為第24条第1項第6号で選任する評議員に中学校・高等学校副校長、大学・短期大学副学長、法人事務局長を含む。

2 評議員の年齢は、前条第3項に準ずる。

(業務担当理事)

第7条 理事会に業務担当理事を5名以内で置くことができる。

2 業務担当理事は、財務・総務担当理事、教育・研究担当理事及び広報・評価担当理事とする。

3 業務担当理事は、前項の担当理事を兼務することができる。

4 業務担当理事は理事長の推薦によって、理事総数の半数以上の同意により選任する。

5 副理事長は業務担当理事を兼務することができる。

6 業務担当理事を補佐する理事を置くことができる。

(業務担当理事の職務)

第8条 財務・総務担当理事は、この法人の運営に関わる次の各号について、理事長を補佐する。

-
- (1) 財務運営計画及び計画的予算配分に関する事
 - (2) 寄付金及び募金活動に関する事
 - (3) 補助金及び外部研究資金導入に関する事
 - (4) 資産の取得、運用及び管理に関する事
 - (5) 学生・生徒募集に関する事
 - (6) 収益事業に関する事
 - (7) 人事計画及び養成に関する事
 - (8) 人件費及び管理経費等に関する事
 - (9) 施設設備管理に関する事
 - (10) 危機管理及び安全管理に関する事
 - (11) 災害防災計画及び緊急対応に関する事
 - (12) 事故事件の予防及び処理対応に関する事
 - (13) 監督官庁の指導及びコンプライアンスに関する事
 - (14) 省エネルギー対策に関する事
 - (15) 個人情報保護に関する事
 - (16) 情報公開に関する事
 - (17) キャンパス・ハラスメントに関する事
 - (18) キャンパスマスタープランに関する事
 - (19) 学院総合計画に関する事
- 2** 教育・研究担当理事は、この法人の運営に関わる次の各号について、理事長を補佐する。
- (1) 学院教育企画に関する事
 - (2) カリキュラム編成に関する事
 - (3) 先端的教育研究に関する事
 - (4) 国際的協力・連携に関する事
 - (5) 重点的課題研究に関する事
 - (6) 学生・生徒募集に関する事
 - (7) 学院開放プログラム推進に関する事
 - (8) 地域連携教育プログラムに関する事
 - (9) 生涯学習プログラムに関する事
 - (10) 環境教育プログラムに関する事
 - (11) 安全教育プログラムに関する事
 - (12) 学院総合計画に関する事
- 3** 広報・評価担当理事は、この法人の運営に関わる次の各号について、理事長を補佐する。
- (1) 学院の政策を表現する広報全般に関する事
 - (2) 学院情報の一元的管理及び提供に関する事

- (3) 情報公開に関する事
- (4) 自己点検評価に関する事
- (5) 関係者による評価に関する事
- (6) 外部評価及び認証評価に関する事
- (7) 改革サイクル確立及び運用に関する事
- (8) 学生・生徒募集及び学院広報に関する事
- (9) 学院総合計画に関する事

(監事の職務)

第9条 監事は、寄附行為第16条で定める業務のほか、次の業務を担当する。

- (1) 経営に関して、理事長、副理事長及び業務担当理事と協議を行うこと
- (2) 会計監査に関して、会計監査人と協議を行うこと
- (3) 理事会運営に関して、業務担当理事及び担当者に助言を行うこと

(理事会の決議・執行内容)

第10条 理事会は、寄附行為に定めるほか、次の事項を決議し、執行する。

- (1) 理事会及び評議員会の人事に関する事
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事
- (3) 予算に関する事
- (4) 決算に関する事
- (5) 寄付金に関する事
- (6) 財産の取得及び売却に関する事
- (7) 借入金に関する事
- (8) 施設設備管理に関する事
- (9) 危機管理及び安全管理に関する事
- (10) 災害防災計画及び緊急対応に関する事
- (11) 監督官庁の指導及び法令順守に関する事
- (12) 管理職及び専任職員人事に関する事
- (13) 学生・生徒募集及び納付金に関する事
- (14) 学院広報に関する事
- (15) 学院総合計画に関する事
- (16) 学院の規程に関する事
- (17) 学院運営会議及び協議会の運営に関する事
- (18) この法人の設置する教育機関の改組転換に関する事
- (19) この法人の合併及び廃止に関する事
- (20) その他学院の重要事項

(評議員会の審議内容)

第11条 評議員会は、寄附行為第22条、第23条に定めるほか、次の事項を審議する。

- (1) 評議員の選任（職員区分の評議員）に関する事（決議事項）
- (2) 監事の選任に関する事（同意事項）
- (3) 予算及び決算，借入金，不動産取得及び売却，寄付金，同窓会，後援会，広報，理事及び監事の業務執行状況に関する事（諮問事項）
- (4) 理事会運営，理事及び監事への助言に関する事（諮問事項）
- (5) その他学院にとっての重要事項（諮問事項又は決議事項）
（学院運営会議）

第12条 寄附行為第18条に基づき学院運営会議を置く。

2 学院運営会議の運営については，学院運営会議規程による。

（協議会）

第13条 理事会は，次の協議会を置くことができる。

- (1) 教育研究協議会
- (2) 経営協議会

2 理事会は，前項のほか必要に応じて協議会を設置することができる。

3 協議会の運営については，協議会規程による。

（顧問）

第14条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問の選任は，顧問選任規程による。

（雑則）

第15条 役員及び評議員の報酬は，役員報酬規程による。

（改廃）

第16条 この規程の改廃は，学院運営会議の議を経て，理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は，学校法人大阪女学院寄附行為の文部科学大臣認可の日（平成21年5月25日）から施行する。
- 2 この規程は，2012年4月1日から施行する。
- 3 この規程は，2013年4月1日から施行する。

理事長等選任規程

(この規程に定める事項)

第1条 この規程は、学校法人大阪女学院の理事長等の選任に関し、必要な事項を定める。

(理事長の選任)

第2条 理事会は、次の各号の一に該当するとき、理事長の選任を行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき
- (2) 理事長の辞任を理事会が承認したとき
- (3) 理事長が欠員となったとき

(選考委員会)

第3条 理事会は、前条各号の一に該当する事由が生じたときは、理事会の中に、理事長候補選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設ける。

2 選考委員は、理事の互選により理事の中から5人を選任する。

(候補者審査)

第4条 選考委員会は、推薦すべき理事長候補者について、その人物、経歴、業績等について審査し、理事会に報告しなければならない。

(推薦)

第5条 理事は、理事の中から理事長候補者を選考委員会に推薦することができる。

(理事長選任の議決)

第6条 理事長選任の議決は、無記名投票により理事総数の3分の2以上の同意を要する。

(選任の実施)

第7条 第2条第1号の場合は、任期満了の3か月前までに、また、同第2号及び同第3号の場合は、その事由発生後遅滞なく、理事長の選任を実施しなければならない。

(副理事長の選任)

第8条 理事長は、理事の中から副理事長候補者を指名し、理事会の同意を得て、選任する。

(キリスト者条項)

第9条 理事長及び副理事長は、キリスト者にして、人物、業績ともにすぐれた者であることを要する。

(任期)

第10条 理事長及び副理事長の任期は、理事の任期に準じ、再任を妨げない。

(解職)

第 1 1 条 理事の総数の3分の2以上の者の連署をもって、理事長又は副理事長を解職することができる。

(改廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、学院運営会議の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2009年1月1日から施行する。
- 2 この規程は、2013年4月1日から施行する。

学院長選任規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪女学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）
第5条の学院長の選任に関し、必要な事項を定める。

(資格要件)

第2条 学院長となる者は、学校法人大阪女学院の理事長の経験者又は理事長
に準ずる役職の経験者であり、かつ、キリスト者にして、人物、業績ともに
すぐれた者であることを要する。

(選任)

第3条 理事は、理事会に学院長として相応しい者を推薦し、学院長の設置を
申し出ることができる。

2 学院長の選任は、無記名投票により理事総数の3分の2以上の同意を要す
る。

3 学院長の年齢は、就任時において満80歳未満とする。

(任期)

第4条 学院長の任期は、4年とし、再任を妨げない。

(解任)

第5条 理事総数の3分の2以上の同意によって、学院長を解任することがで
きる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、学院運営会議の議を経て理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2009年5月25日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、2009年1月1日施行の大阪女学院長規程は廃止す
る。

3 この規程は、2013年4月1日から施行する。

事務組織規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪女学院（以下「学院」という。）の事務を処理するために必要な事務組織及び業務分掌について定めることを目的とする。

(事務組織)

第2条 学院に法人事務局、大学（同短期大学、図書館を含む。以下同じ。）事務局及び中学・高校事務室（以下「各事務部門」という。）を置き、それぞれに別表第1の事務組織を編成する。

2 各事務部門に、専任職員、嘱託職員及びパートタイムスタッフ等の職員を配置する。

3 事務組織は、業務の拡大、変更又は改善等のため変更することができる。

(職制)

第3条 各事務部門には、次の職を置く。

(1) 部長

(2) 課長

(3) 係長

2 部長は、理事長、学院長及び所属部門の部門長を補佐し、所轄部の業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

3 課長は、上司の命を受け、所属職員を指導監督し、所轄課の事務を統括する。

4 係長は、上司の命を受け、所轄の事務又は担当する事務を執行する。

(業務分掌)

第4条 各事務組織の業務分掌は、別表第2による。

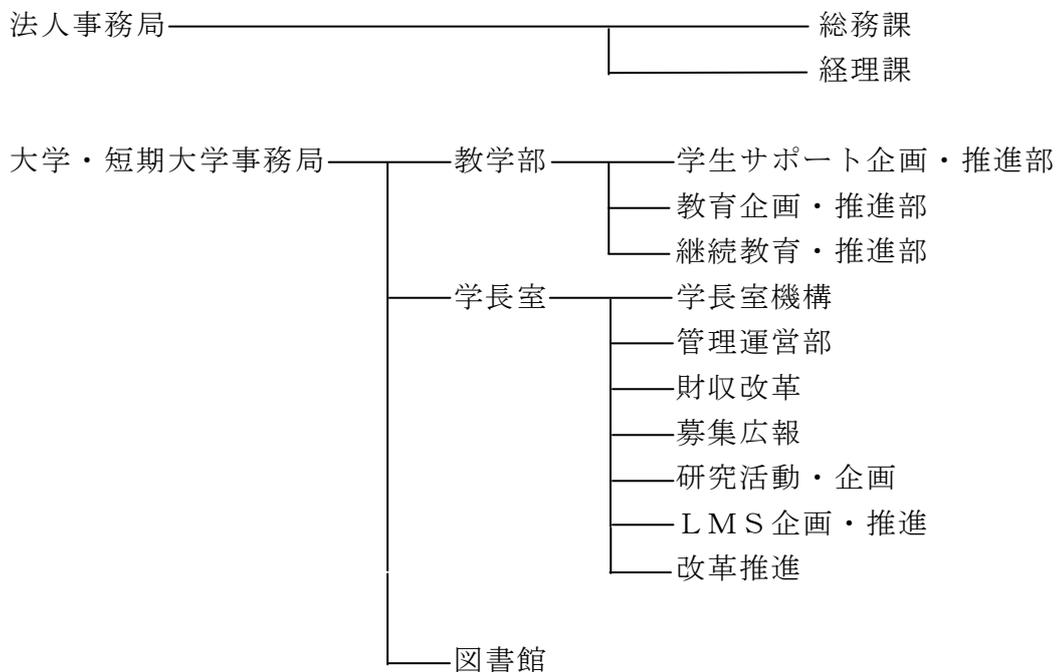
(改廃)

第5条 この規程の改廃は、学院運営会議の議を経て理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2004年4月1日から施行する。

別表第1



中学・高等学校事務室

別表第2

法人事務局

総務課

- (1) 理事会及び評議員会に関すること
- (2) 学校法人の運営に関すること
- (3) 登記，認可，届出及び報告に関すること
- (4) 理事長印，学院長印及び学院印等の公印管理に関すること
- (5) 諸規程・事務取扱手続の制定及び改廃に関すること
- (6) 学院の式典及び行事に関すること
- (7) 各部門間の連絡・調整に関すること
- (8) 職員の人事に関すること
- (9) 職員の給与に関すること
- (10) 職員の福利厚生及び保健衛生等に関すること
- (11) 私立学校教職員共済組合及び雇用保険等に関すること
- (12) 慶弔に関すること

- (13) 文書類の接受及び分配, 整理に関すること
- (14) 校舎・校庭等の清掃・整備・保全に関すること
- (15) 構内の警備・防犯に関すること
- (16) 備品管理に関すること
- (17) 教職員組合に関すること
- (18) 史料室に関すること
- (19) 同窓会に関すること
- (20) 学院内業者に関すること
- (21) 学院の広報に関すること
- (22) 学院史編纂に関すること
- (23) 収益事業に関すること
- (24) 施設設備の学院外貸与に関すること
- (25) 部門共通又は部門個別業務に当たらない業務に関すること
- (26) その他学院全体に係る事項に関すること

経理課

- (1) 経理処理全般に関すること
- (2) 学生生徒の授業料等収納に関すること
- (3) 予算・決算に関すること
- (4) 資金運用に関すること
- (5) 借入金の借入及び返済に関すること
- (6) 寄附金に関すること
- (7) 府県の授業料軽減補助に関すること
- (8) 奨学金回収に関すること
- (9) 学校債に関すること
- (10) その他財務及び経理に関すること

大学事務局（短期大学を含む）

教学部

学生サポート企画・推進部

- (1) 入学式・卒業式に関すること
- (2) 入学時オリエンテーションに関すること
- (3) BSに関すること
- (4) 休学, 退学及び除籍に関すること
- (5) 学習支援（学習指導等）に関すること
- (6) 健康診断に関すること
- (7) 保健室及びカウンセリング室等に関すること

- (8) 学生食堂に関する事
- (9) 学生証及び各種証明書の発行に関する事
- (10) 自転車及び自動車通学に関する事
- (11) 奨学金等に関する事
- (12) 学生名簿に関する事
- (13) 学生に対する広報誌等に関する事
- (14) 遺失物及び拾得物に関する事
- (15) クラブ活動に関する事
- (16) 自宅外通学生に関する事
- (17) 留学生、社会人学生及び長期履修生等のサポートに関する事
- (18) 学友会に関する事
- (19) 卒業プロジェクトに関する事
- (20) 保護者会に関する事
- (21) 大学同窓会及び卒業生に関する事
- (22) 学外の学生関係諸団体に関する事
- (23) 就職ガイダンス、面談、相談及び手続等の進路指導に関する事
- (24) 就職先企業、編入学先大学及び留学先大学等に関する事
- (25) 就職状況調査に関する事
- (26) インターシップ受入先企業等に関する事
- (27) その他学生生活及び就職指導に関する事

教育企画・推進部

- (1) カリキュラム及び時間割作成に関する事
- (2) 学生の履修登録及びクラス編成等に関する事
- (3) 学生の出席管理及び成績管理等に関する事
- (4) 学期末試験等の実施及び単位認定等に関する事
- (5) 教育効果測定に関する事
- (6) 礼拝、リトリート及びキャンドルライトサービス等のキリスト教教育に関する事
- (7) 人権教育及びアッセンブリー等の特別教育プログラムに関する事
- (8) 授業等の進行に関する事
- (9) 非常勤教員等の採用に関する事
- (10) 教材作製に関する事
- (11) 学習支援（教育支援システム等）に関する事
- (12) 入学前及び入学時の導入教育に関する事
- (13) セメスター留学、インターンシップ、地域研究及び各種フィールドワ

ーク等に関すること

- (14) その他教育課程を遂行するために必要な事項に関すること

継続企画・推進部

- (1) 継続教育プログラム及び時間割作成に関すること
- (2) 継続教育プログラムの広報に関すること
- (3) 受講者の履修登録，クラス編成及び受講料収納等に関すること
- (4) 受講生の出席管理等に関すること
- (5) 授業等の進行に関すること
- (6) プログラム担当教員の採用及び配置に関すること
- (7) 教材作製に関すること
- (8) 大学開放プログラムに関すること
- (9) 地域貢献に関すること
- (10) その他学長が指示する事項に関すること

学長室

学長室機構

- (1) 大学の将来計画及び年度事業計画等に関すること
- (2) 大学の中・長期財務シュミレーションに関すること
- (3) 大学の施設設備計画に関すること
- (4) 大学の予算立案及び執行に関すること
- (5) 教授会，大学経営委員会，大学運営専門委員会及び大学経営会議に関すること
- (6) 諸規程等の制定及び改廃の立案に関すること
- (7) 学年暦に関すること
- (8) 所属職員の労務管理に関すること
- (9) 学長の秘書に関すること
- (10) 他部門の連絡・調整に関すること
- (11) 部署間の業務調整に関すること
- (12) 学長印及び大学印の保管管理に関すること
- (13) その他学長が指示する事項に関すること

管理運営部

- (1) 教授会及び大学経営委員会等の記録及び保管に関すること
- (2) 文書類の接受，分配，整理及び保管等に関すること
- (3) 補助金，研究助成金及びその他の助成金等に関すること
- (4) 各種調査に関すること

- (5) 非常勤教員，嘱託職員及びパートタイマー等の契約書に関すること
- (6) 機器，備品及び消耗品等の購入及びリース等に関すること
- (7) 金銭出納に関すること
- (8) 校舎内の清掃，保全及び修理等に関すること
- (9) 校舎内の保安及び警備に関すること
- (10) 所属職員の出退勤及び服務に関すること
- (11) 来客の接待に関すること
- (12) 大学同窓会に関すること
- (13) 学外者の大学内施設設備貸与に関すること
- (14) その他大学の庶務的業務に関すること

財収改革

- (1) 大学の寄附金に関すること
- (2) 収益事業に関すること
- (3) 大学の財務改革に関すること
- (4) その他学長が指示する事項に関すること

募集広報

- (1) 入学試験に関すること
- (2) 募集広報に関すること
- (3) 入試問題作成に関すること
- (4) その他募集広報に関すること

研究活動企画・推進

- (1) 研究活動促進に関すること
- (2) 研究会等実施に関すること
- (3) 紀要発行に関すること
- (4) 課題研究に関すること
- (5) 研究助成金等に関すること
- (6) 助成金等の取得促進に関すること
- (7) その他学長が指示する事項に関すること

LMS企画・推進

- (1) LMSに係る教育プログラムに関すること
- (2) LMS関係設備の管理運営に関すること
- (3) LMSに係るシステムの開発推進に関すること
- (4) LMSに係るコンテンツの開発推進に関すること

- (5) その他学長が指示する事項に関する事

改革推進

- (1) 第三者評価に関する事
- (2) 自己検討に関する事
- (3) 相互評価に関する事
- (4) TS及びMSの研修等に関する事
- (5) 学生及び卒業生対象アンケート調査に関する事
- (6) 就職先企業等のアンケート調査に関する事
- (7) 情報開示に関する事
- (8) その他学長が指示する事項に関する事

図書館

- (1) 図書館資料の利用に関する事
- (2) レファレンスサービスに関する事
- (3) 広報及び利用教育に関する事
- (4) 図書館資料の選書に関する事
- (5) 図書館資料の発注、受入及び登録等に関する事
- (6) 図書館資料の分類及び目録等に関する事
- (7) 図書館資料の管理に関する事
- (8) 図書館資料の製本及び装備に関する事
- (9) 図書館システムの開発及び運用に関する事
- (10) 機器備品の維持及び管理に関する事
- (11) 図書資料の資産管理に関する事
- (12) その他図書館運営等に関する事

中学・高等学校事務室

- (1) 中学・高等学校の式典等に関する事
- (2) 教務関係補助業務に関する事
- (3) 試験実施に関する事
- (4) 進路指導関係補助業務に関する事
- (5) 募集関係補助業務に関する事
- (6) 各種行事等の補助業務に関する事
- (7) 生徒の欠席及び遅刻等に関する事
- (8) 生徒の各種証明書に関する事
- (9) 傷害保険等に関する事
- (10) 学校関係文書の発信及び受信に関する事

- (11) 補助金及び助成金に関する事
- (12) 諸官庁等の各種調査報告等に関する事
- (13) 学校の規程等保管管理に関する事
- (14) 所属職員の出退勤に関する事
- (15) 非常勤教員等の契約に関する事
- (16) 生徒及び所属職員の前用に関する事
- (17) 機器備品の管理に関する事
- (18) 学校内の清掃に関する事
- (19) ヘル会に関する事
- (20) 来客対応に関する事
- (21) 生徒の前り金に関する事
- (22) 中学・高等学校の金銭出納に関する事
- (23) 中学・高等学校の予算に関する事
- (24) 生徒への物品販売に関する事
- (25) チャペル及びクリスチャンセンターホール使用管理に関する事
- (26) パートタイマー及びアルバイトに関する事
- (27) その他学校の庶務的業務に関する事